

平成24年度福祉事業のご案内

障がいのあるかたも、高齢者も、安心して暮らすことのできるよう、さまざまな支援制度を行っていますので、皆さんにご案内します。

■高齢者福祉

高齢者や家族が住みなれた地域で安心して自立した生活が送れるよう、必要な支援を行います。

①八乙女げんき塾事業 (デイサービス)

条件 65歳以上で介護保険に該当しないかたで、介護予防のために利用が必要であると認められたかた
利用 月曜日から金曜日の間でおおむね1回、午前10時から午後3時まで
料金 デイサービス1日当たり700円
場所 老人福祉センター

②自立生活支援事業 (ホームヘルプサービス)

条件 65歳以上のかたのみの世帯で、介護保険に該当しないかたで、日常生活で支援及び指導が必要なかた
利用 家事援助、一週間2回

以内に1回1時間30分未満

料金 介護保険制度と同じ1割負担(229〜291円)

③自立生活支援事業 (ショートステイ)

条件 65歳以上で介護保険に該当しないかたで、生活支援及び指導が必要なかた。介護者が冠婚葬祭のときなど
利用 7日間以内/月
料金 1日当たり2211〜3336円(食費・滞在費含む)で施設により異なります。

④家族介護者交流事業

在宅で高齢者の介護をしているかたの交流を図ります。
条件 要介護3〜5に相当するかた、重度の認知症高齢者を介護している家族
利用 介護者のリフレッシュのため、宿泊、日帰り旅行、施設見学などを行います。

⑤高齢者寿賀祝品支給事業

長寿を祝福し祝品を支給します。
条件 数え77歳、88歳、99歳、100歳

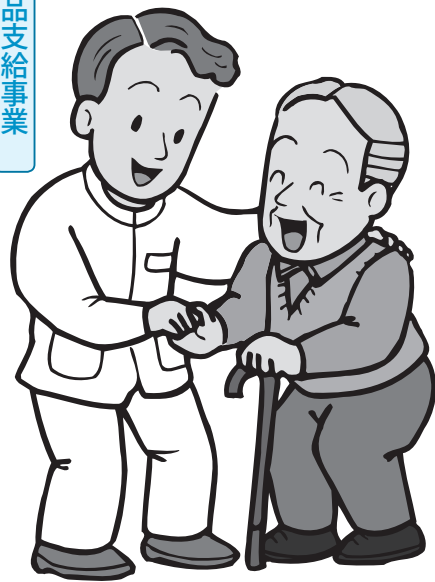
給付 77歳、88歳は町の賀詞・祝品、99歳は県の賀詞・祝品及び町の祝品(敬老会で支給)、1月1日で数え100歳のかたに3万円(施設入所者1万円)を支給

⑥ねたきり高齢者等介護者 激励金支給事業

在宅のねたきり高齢者などを介護しているかたに、介護者激励金を支給します。
条件 6カ月以上の在宅の介護者
給付 2万6000円

⑦在宅介護おむつ支給事業

在宅で常時失禁状態にあるかたなどに、おむつを支給します。
条件 世帯の収入額合計が



1000万円以下でかつ(90万円×18歳以上の世帯員数+500万円)以下であること

65歳以上で要介護度3以上のかた(入院中は該当しません)
給付 現物(1カ月当たり4000円相当以内)

⑧地域生活あんしんネット ワーク事業

一人暮らしの高齢者などが急病や災害などの緊急時に、ごく簡単な操作で受信センターに通報することのできる緊急通報機器の設置を行います。
条件 65歳以上のかたのみの世帯、またはこれに準ずるかたで町民税非課税世帯
料金 1カ月当たり525円

⑨物忘れ相談事業

条件 物忘れなどが気になるかたや、その家族

⑩元気ハワーアップクラブ事業

体力・運動機能の維持向上を目的に、週1回2時間程度の運動を行う教室です。
条件 元気はつらつクラブの修了者のかた、または運動を希望する65歳以上のかた
料金 1回につき200円

⑪高齢者世帯等雪下ろし費支給事業

自力で雪下ろしができない世帯に対して雪下ろし費用を支給します。
条件 町民税非課税世帯で一人暮らし老人世帯、またはこれに準ずる世帯
給付 屋根の雪下ろし1回あたり1万3000円を上限として年度2回以内

⑫高齢者世帯等雪はき支援事業

自力で除雪ができない世帯に対して除雪支援を行います。